

令和 2 年

第 3 回 飯 館 村 議 会 臨 時 会 會 議 録

自 令和 2 年 4 月 28 日
至 令和 2 年 4 月 28 日

飯 館 村 議 会

令和2年第3回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	4. 28	火	本会議	午前11時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

令和2年4月28日

令和2年第3回飯館村議会臨時会会議録（第1号）

令和2年第3回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和2年4月28日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和2年4月28日 午前11時00分				
	閉議	令和2年4月28日 午後 1時59分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	7番 佐藤八郎		9番 相良弘		1番 佐藤健太	
職務出席者	事務局長 石井秀徳		書記 高橋由香		書記 庄司伸也	
地方自治法 第121条の 規定によつ て説明した 出席者の 氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	山田敬行	○
	健康福祉課長	細川亨	○	産業振興課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	村づくり 推進課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	教育課長	佐藤正幸	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	農業委員会 事務局長	村山宏行	○	農業委員会 会長	菅野啓一	△
	選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○	選挙管理委員会 委員 会長	伊東利	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年4月28日（火）午前11時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第40号 令和2年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第41号 令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第42号 飯舘村税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第43号 飯舘村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第44号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第45号 飯舘村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第46号 第1号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第11 議案第47号 第2号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第12 議案第48号 第3号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第13 議案第49号 第4号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第14 議案第50号 第5号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第15 議案第51号 第6号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第16 議案第52号 第7号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第17 議案第53号 第8号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第18 議案第54号 第9号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第19 議案第55号 屋内運動施設備品の取得について

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回飯舘村議会臨時会を開会します。

臨時会本会議場内においては、新型コロナウイルス感染防止のため、各人の判断でマスクの着用等の対応をお願いします。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（石井秀徳君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件2件、条例案件4件、その他案件10件、報告3件、計19件であります。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、令和2年2月及び3月の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 佐藤八郎君、9番 相良 弘君、1番 佐藤健太君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第40号から議案第55号及び報告第1号から報告第3号を一括し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに第3回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員

の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、村道舗装機能回復工事等の入札が終了いたしまして、仮契約を結びましたので一般会計及び特別会計補正予算等と併せご承認いただきたく、招集をしたものでございます。

なお、一般会計補正予算には、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として閣議決定された特別定額給付金関連予算を上程させていただきますので、迅速な村民への支援の観点から、御議決を賜りますようお願いするものでございます。

それでは、提出いたしました議案についてご説明をいたします。

まず、議案第40号であります。令和2年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）です。既定予算に7億7,268万9,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を131億3,468万9,000円としたところでございます。

歳出の主な内容でございますが、総務費の総務管理費に1,183万4,000円、民生費の社会福祉費に5億4,825万8,000円、商工費の商工費に1億9,038万5,000円などを追加したところでございます。その財源には国庫補助金、基金繰入金、繰越金を充てているところでございます。

議案第41号は、令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。これまでの予算総額に110万6,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を4億3,406万5,000円といたしました。

議案第42号は、飯舘村税条例等の一部を改正する条例でございます。この改正は、関係法令及び関係条例との整合性を図るために、税条例等の一部を改正するものであります。

そして、議案第43号ですが、これは飯舘村税条例等の一部を改正する条例、今上げましたところの一部を改正する条例でございます。この改正は、地方税法等の改正に伴い、個人村民税、固定資産税等の関係条項を改め、併せて条項番号及び語句等の整理を行うものでございます。

議案第44号は、飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、地方税法等の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額5割、2割軽減に関する条項を改めるものであります。

議案第45号は、飯舘村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。この改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、関係条項を改めるものであります。

議案第46号は、第1号 村道舗装機能回復工事請負契約についてでございます。4月21日に8社による指名競争入札を行った結果、庄司建設工業株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。なお、契約金額は3億3,000万円でございます。

議案第47号は、第2号 村道舗装機能回復工事請負契約についてでございます。同じく4月21日に8社による指名競争入札を行った結果、後藤建設工業株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。なお、契約金額は2億3,650万円であります。

議案第48号は、第3号 村道舗装機能回復工事請負契約についてでございます。これも4月21日に8社による指名競争入札を行った結果、関場建設株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。契約金額は1億8,150万円です。

議案第49号は、第4号 村道舗装機能回復工事請負契約についてでございます。4月21日、8社による指名競争入札を行った結果、滝建設工業株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。契約金額は9,504万円です。

議案第50号は、第5号 村道舗装機能回復工事請負契約についてでございます。同じく4月21日、8社による指名競争入札を行った結果、濱田建設工業株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。契約金額は1億5,070万円でございます。

議案第51号は、第6号 村道舗装機能回復工事請負契約についてでございます。同じ日に8社による指名競争入札を行った結果、東北建設株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。契約金額は1億4,025万円です。

議案第52号は、第7号 村道舗装機能回復工事請負契約についてでございます。同じ日に8社による指名競争入札を行った結果、滝建設工業株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は1億1,440万円でございます。

議案第53号は、第8号 村道舗装機能回復工事請負契約についてでございます。同じ4月21日、8社による指名競争入札を行った結果、横山建設工業株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。契約金額は8,976万円でございます。

議案第54号は、第9号 村道舗装機能回復工事請負契約についてでございます。これも4月21日、8社による指名競争入札を行った結果、庄司建設工業株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。契約金額は1億5,290万円でございます。

議案第55号は、屋内運動施設備品の取得についてでございます。4月21日に1社による見積もり合わせを行った結果、株式会社北樹が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。なお、契約金額は1,650万円です。

報告第1号は、令和元年度飯舘村一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

報告第2号は、令和元年度飯舘村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

報告第3号は、令和元年度飯舘村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてです。

報告第1号から報告第3号は、地方自治法に基づく令和元年度に完了せず、翌年度に繰越しをする事業の明細を報告するものでございます。

以上が、提出しました議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案等についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前 11 時 14 分）

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 議案調査及び喫飯のため、引き続き休憩します。

再開は13時10分といたします。

（午前 11 時 40 分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 10 分）

◎日程第4、議案第40号 令和2年度飯館村一般会計補正予算（第1号）

議長（菅野新一君） 日程第4、議案第40号令和2年度飯館村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 説明であったので詳しく伺いますけれども、13ページの電柱支障移転工事で、光ファイバーの部分もあるということなので、帰村されてなかなかアンテナの関係で受信不可能な方がテレビを受信するということで光ファイバーの利用あると思いますけれども、前年度どのぐらいあって、今年度はどのぐらいの加入見込みがあるのかないのか。

あと、15ページにおける特別定額給付金ですけれども、これは住民票が4月1日時点なのか、いつの時点の部分での5,450人なのかと、申請されて審査があって支給になるんだという説明のように承ったんですけれども、申請、即支給とならないのはどういう審査をされるのか。

あと、その下の、15ページの下段にあります消耗品等、感染拡大防止業務とありますけれども、この拡大防止業務の範囲は、もしコロナウイルスが発生したと想定したときの100万円ということですが、これはどのような、公共施設全体なのか、帰村されている個人宅も含むのか、どの程度の内容としての計上なのか。消耗品も、これは前から申し上げていますが、帰村された高齢者の皆さん、足がなくて、消毒液やマスクなどの購入に大変苦勞しているんじゃないかということで、その辺のことも含まれているのかどうか、伺うものであります。

あと、19ページのパートと会計年度任用職員の関係ですけれども、これはパートが何人で任用職員が何人という前提の予算なんでしょうか。

以上、伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） まず、1点目の地デジのつなぎ込みの件でございますが、令和元年度については5件ほど、申し込みがあったものはつないでおります。令和2年度も同様の予算を計上しております。もし希望があれば、つなぎ込みをやります。ただ、今年度では

ばこの事業は終期として、来年度からは取り組まない。かなり予算的にも、1件100万円近くかかるものですから、これは今後は個人での対応をお願いしたいと考えております。

あと、2点目の定額給付金については、担当から申し上げます。

消耗品、これはコロナウイルス対策関連ですね。この消耗品については、現在のところ想定しているのは、住民に配布の分までを想定している予算ではございません。これは備蓄用のマスク、消毒液、消毒の際の手袋、あとは公共施設で使うつい立て等の想定をしております。

あと、この消毒の業務委託であります。この100万円については今のところ公共施設で発生した場合など消毒が必要になった場合の消毒というものを想定しています。あと、一般の方が発症した場合については、保健所等の対応ということになっているようでございます。

最後、パートタイム、フルタイムの内容であります。フルタイムからパートタイムに組み替える方が1名、あとは給食センターの職員5名、これがパートタイムからフルタイムに振り替えるという組替えの内容でございます。

この組替えによって、パートの職員は2人、掃除をやっている方と、英語の助手が1人で2人ですね。あと、フルタイムの会計年度任用職員は、多分40人、50人以下ぐらいだったと思います。四十数名だったと記憶しております。

住民課長（山田敬行君） 特別定額給付金のご質問であります。まず基準日であります。4月1日現在ではなくて、これは全国統一であります。4月27日現在の村の住民基本台帳に記録されている者ということでありまして、昨日となっております。

それから、審査の件であります。いわゆる本人確認ということで、本人確認が分かるもの、免許証のコピーとか保険証のコピー、そういったものが添付されているかどうかを確認します。それから口座の情報を、間違いないように処理するというので、口座番号が分かる通帳の写し等も添付していただくということで、こちらの審査が通れば支給になるという流れになっております。

7番（佐藤八郎君） 審査についてももう一度伺います。住民票があれば支給されるものだと、テレビやマスコミ報道を見てみんな思っていますけれども、そういう審査が、5月12日に発送して、そのもらったものを見て、口座と家族人数なんかを書くのかな、それで戻すと。それから審査になると。本人確認、免許証のコピーとか、子供さんには何を求めるんですか、本人確認というのは。

住民票でも家族の内容でも、役場で既につかんでいる話なのに、あえて免許証云々という話になるのでしょうか。しなくたって支給可能なんじゃないですか。なぜそこまで審査というものをやるのでしょうか。

住民課長（山田敬行君） まず、こちらの流れとして、申請書に4月27日現在の住民基本台帳に登録されている者ということで、受給できる方は世帯主となっております。ですから、世帯主の方に世帯の名前と、3人いれば30万円、これに間違いないかということで申請書に記名・押印していただくわけですが、あくまでその本人確認というのは、この世帯主、受給権者である人の本人に間違いないかどうか、免許証なり保険証なり年金証書等

の写しを添付していただくという流れになっています。

7番（佐藤八郎君） 今月いっぱいでしたか、DVとかいろいろ家族間で一人一人に給付金が行かない危険があるということで、いろんな施策が打ってありますけれども、今の答弁だと、世帯主が申請して、世帯主の口座に入って、そこから動かない場合は、世帯主が自由に使えるお金ということになるんですか。それでいいということになるんですか。今、別居して生活している奥さんとか子供とか、家庭によっていろいろあるように聞いていますけれども、そういうものは全くないので、世帯主だけに給付で大丈夫なんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 今回、全国民1人ずつに10万円ということになりまして、国のほうでは、世帯主だけじゃなくて全国民にということでもありますので、事務の手続をスピードをもって支給するよということ、世帯主に一律に支給するという考え方になっておりますので、そのような形での世帯主への支給となっております。

副村長（門馬伸市君） 担当課長から今ご説明申し上げましたが、世帯ごとの住民基本台帳に載っている名簿は、申請書に打ち出してお届けします。そして、それを本人が確認して、それで間違いなければ、返信用の封筒で送り返してもらうという流れです。

今の話は多分、新聞やテレビ等でも報道がありますが、DVとかいろいろな形で離れている人、例えば奥さんが別居している、そういうときにその人の分を本人の了解も得ないで全部その世帯主がもらっているのかと、こういうこともあります。

世帯分離は、多分最初は手続は24日までなんていう話があったんですが、最近、昨日あたり、世帯分離はいつでもできるみたいな話になっています。ですから、分離する場合は4月24日までに手続をすることということがあったんですが、多分もっと長く手続はできるんじゃないのかなと思います。

ただ問題は、例えば私の世帯で、私の家内が別居をしていたとする。そのときに、私の家内の分まで、私が請求をしてもらってしまったと。ところが本人は、うちの家内はだめだと、それを渡してもらいたくないと、例えば事前にでも言ってもらえれば分かるんですが、そうでないと、一旦世帯主に行ってオーケーになりますと、そうこちらに返ってきますから、それでそこに振り込んでしまうということなので、一々それを全部世帯主の方に住民基本台帳に載っている名前の人を、例えば成人されている方もいますよね、そのときに、私の分は私にというふうにそれを全て確認するというのは大変だと思います。

ですので、その世帯分離、家族の中で世帯主に私は納得いかないという人も多分いるはずですよ。奥さんに限らず、子供だって。そういうときには、村としてそれを全部、家族の仲をチェックするというのは非常に難しいので、もしその場合は、世帯主の方が、了解をもらっているのかどうかは分かりませんが、確認をとって請求をもらえれば一番いいんですが、それを事前に本当かどうかという家族の確認までは、村ではできないと思うんですよ。

ですので、前もって世帯分離される方については、併せてそういう文書なんかも出さなくちゃならないのかどうか。その辺も丁寧に出不ないと、家族でもめて、それが役場にきて、役場で何で渡したんだとなりますので、その辺は丁寧に説明しないとまずいのかなと思います。1,700世帯ぐらいのところには全部確認はできないと思います。

7番（佐藤八郎君） 発送して、申請書の中身に、うちでは世帯主は私の分だけでいいですか、そっちはそっちで別な口座に振り込んでくださいとか、書く欄はあるんですか。

住民課長（山田敬行君） 申請書の様式は全国統一になっておりまして、基本的に1つ、世帯主が書く欄だけでありまして、それを分けるという申請書の様式にはなっていません。

7番（佐藤八郎君） 今副村長が言われる部分、延期されてまだ認めるようですけども、そのことの周知が徹底されていないと問題が起きることになると思うんです。だからその辺、もしそういう場合があるという部分は、村として何か方法、手だて、工夫はないんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） その前に、世帯分離の話もしましたが、非常に複雑な家庭もあります。離れて別居して夫婦が分かれて暮らしていて、奥さんは住所を知られたくないという人も結構いるんですね。そうすると、世帯分離をして、これ住所を変えないで世帯分離というのもありだと思うんですが、住所を知られたくないという人も一方ではいますので、その辺は慎重にやらなければならないと思いますが、今の国の制度の中で、家庭で今の問題が起きないようにするという事は、やっぱりこの世帯主が家族の中でよく話し合ってもらおうということが大切だと思うんです。子供だったらそんなに問題ないと思うんですが、成人している人で、例えば80歳を超えている人が世帯主になっている場合もありますよね。その下に息子がいたり、嫁さんがいたりという家庭もありますので、それはやっぱり息子夫婦は別な口座にというのは、世帯分離だと思うんですが、そういう手続をすればそっちに行きます。息子夫婦と子供さんの分はそっちにという、話し合いの中でそういうふうになればいいんですが、それはあくまでも家庭の中で話し合いをしてもらわなければならないんですよ。例えば文書で書いても、人の家庭のプライバシーに村が何で踏み込んでくるんだということにもなります。あまり村から強制的にやりますと。だから、非常に難しい面もありますから、それはやっぱり家族の中でよく話し合いをして、息子夫婦は世帯分離をしてそっちに入れてもらうとか、そういう方法は、どういう形でお知らせすればいいのか、その辺も工夫していかなきゃならないなと思いますが、一々家庭に踏み込んで、いろいろ村のほうで指図はできない状況なので、家庭円満に分配といいますか給付が受けられるように、そんなお願いもしたいなと思っています。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第41号 令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第41号令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第42号 飯舘村税条例等の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第6、議案第42号飯舘村税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第43号 飯舘村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第7、議案第43号飯舘村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第44号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第8、議案第44号飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 説明でありましたけれども、一方で高くなる、一方で軽減になるというお話ですけれども、この該当者、村民の関係ではどういう割合になるのか。

住民課長（山田敬行君） 今回の条例改正の中で、課税限度額に該当する人は25件程度と見込んでおります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第45号 飯舘村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第9、議案第45号飯舘村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第46号 第1号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第10、議案第46号第1号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 議案第46号からずっと議案第54号まで、請負契約、それぞれ8社の入札ということで、1社だけが2つの事業を請け負う、残りは1つずつという。多くの村に係る、協力してくれている事業者が一つ一つちょうど工事を請け負ったということにな

るんですけれども、どうも競争率が、みんな97%、98%、99%ということで、今の請負入札では、実施単価の村の予算の立て方と請け負う方の会社の単価の出し方が、非常に100%近くに近寄っているという流れでそういうふうになるのか、どういうことでこの競争率が、一貫して、私らがちょっと見た場合には、全然競争率が働いていないと思える部分があるんですけれども、どういう捉え方なり、どういう入札の在り方を、私たちが、村民全体が受け取って理解したらいいのか。参考になるものがあれば、説明をお願いいたします。

総務課長（高橋正文君） 落札率の件だと思いますが、まず落札率は置いておきまして、まず村で設計をして発注をするわけですけれども、業者のほうでも県の設計単価や歩掛等で積算をして入札をするということでありまして、道路等につきましても、村の設計単価と業者の積算の単価というのは、ほぼ同じものを使ってやっているということもあって、設計額に近い業者も入札前で見積もっているということだと思います。こういった道路の舗装なんかでは、特にそのような両者の積算の精度がほぼ同じものになるということで、この入札率になっていると思います。

ただ、前半にありました業者の落札の関係については、村としては適正な発注、適正な入札の執行の結果がこの結果だということでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第47号 第2号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第11、議案第47号第2号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第48号 第3号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第12、議案第48号第3号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第49号 第4号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第13、議案第49号第4号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第50号 第5号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第14、議案第50号第5号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第51号 第6号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第15、議案第51号第6号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第52号 第7号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第16、議案第52号第7号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第53号 第8号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第17、議案第53号第8号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第54号 第9号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第18、議案第54号第9号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第55号 屋内運動施設備品の取得について

議長(菅野新一君) 日程第19、議案第55号屋内運動施設備品の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

5番(高橋和幸君) 議案第55号屋内運動施設備品の取得についてでございますけれども、これは道の駅の後ろの施設ということでよろしいですね。

ここ、今現在やっておりますけれども、最初の段階で既に計画性を持ってきっちりと設計を上げていると思うんですけれども、それがまた、彫刻とかブロンズとは今回違いますけれども、また1,650万円の備品を取得したいということでありまして、最初の設計と違って、今工事が進んでおりますけれども、一体どの時点でこれを設置しようと思ったのか、何で設置しようと思ったのか。場所が余ったからなのかどうか分かりませんが、誰が考えついたのか。またなぜこの北海道の業者なのか何か分かりませんが、誰が決めたのか。どこで見つけたのか。それをお伺いします。

村長(菅野典雄君) すくすくはわかりますか。福島市のあづまのところに避難したときに、子供を抱えた村内の人にどう対応するかということで、できるだけ子供さん方が来ていただいたときに喜んで来ていただいて、健診とかその他のいろいろな健康福祉についての事業を受けるようにということで、あそこに当時、大体700万円ぐらいの大型の遊具を入れております。今年の3月で終わりましたので、その遊具をこちらのほうに運ぶのが一つあります。運ぶというのは、ばらして、また組み立てるということがまず一つあります。それから、今度多目的ホールの中に、小さな子供たちの遊ぶ建物が1つあります。非常に大きい建物が真ん中にあるものですから、それ1つだけでは多分足りないなということで、もう一つ、小さな子供たちにぜひ喜んで遊んでいただけるように、あるいは村に足を運んでいただいて、道の駅などで買物をしていただいたり、食事をしてもらったりということで、やっぱりほかではあまりないようなものを入れていかなければならないということで、

同じメーカーといいますか、こういうのを造っているのは北海道しかないものですから、そこから子供たちが、特に小さい子供たちが遊ぶような道具を入れさせていただいたり、あるいはすくすくから全て小さいものはもう運んでおります。運んでいますというのは、一部別なところに置いておいて、建物が完成したときに運ぶということでありまして、大型のはその2つのみ。あとは小さな子供たちが組み立てたりして遊ぶようなものということで、やはりちょっとほかとは特徴づけた形にしないとということで、今回前にすくすくに入れた遊具と同じ業者に村として注文をしたということです。

以上であります。

5番（高橋和幸君） 今の説明でいきますと、私が理解するには、そのすくすくから来る移送費、また組立て費、そして新しく買う購入費、これらを全部合わせたの金額という考え方でよろしいのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりです。北海道からの出張費も入れ、そしてそちらをばらしてもう一回組み立てる、そして今これに造られていると、そういうものも運んでいただいて、運ぶに当たっては何せ全てばらばらで来て組み立てると、そういうのも全部入っているものですから、どうしてもやっぱり高上がりになるということでありまして、ぜひ組み立てたときに見ていただければ、仕方がないのかなと思っていただけるんじゃないかなと思っております。

5番（高橋和幸君） 資料ナンバー3にイメージ図があるんですけども、実際そのすくすくから来るものがどれだけの大きさのものかは私はちょっと分かりませんし、また新しく購入するものが、多分全てが木造だとは思いますが、縦、横、高さ、どのぐらいの大きさか分かりませんが、それでもこの今工事やっているのにも7億円以上かけていますから、それに対してまた1,650万円をかけるというのは、すごい大きな金額であるというのは、行政としてもしっかり把握と認識をしていただきたいと思っておりますし、私といたしましては、以前から述べていますけれども、私も村長と同じで、子供たちのためにはお金は使ってあげたいという思い、私も子供を持っているのでそれはありますけれども、ただ毎回毎回こうやって多額な金額が上がってくると、やっぱりちょっと疑問でありますので、その辺はしっかり考えてこれからも執行してもらいたいと強く提案いたします。

村長（菅野典雄君） 当然高い買物ですから、その辺はこれからも気をつけていかななくてはならないと思いますが、すくすくの遊具を、多分見ていらっしゃらないという話でしたから、私も何回か行っているんですが、もう子供たちはその遊具に付きっきりですね。あるいは、奪い合いではないですけども、次の子が待っているというような状況ですので、多分これもそのようになるんじゃないかなと思いますので、2つ入ったときにぜひ、中学1年生は遊べないとは思いますが、見ることはできると思いますので、ぜひ高橋議員も見ただければ喜んでいただけるんじゃないかなと思います。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 今高橋議員からもあったように、すくすくから来るものがどういう原形の寸法があって、これで遊ぶ人数というのは、何人ぐらいが1回に遊べるのか。今村長が言うように、1人がやっている間は誰も利用できない施設なのか、何人かで共用して遊べ

るものなのか。今度入れるこの1,650万円のもの、寸法はどのぐらいで、今言ったように子供に対応した遊びとしてはどのぐらいの人数が共有で利用できるものなのか。説明をお願いいたします。

総務課長（高橋正文君） 何人ぐらい遊べるか、あとは寸法ということでございますが、寸法は213ページに書いてありますとおり、高さが約3メートル、幅が4,500ミリですから5メートル弱、あと奥行きも5メートル弱ということで、かなり大きな遊具になります。全て広葉樹の木製で、ハンドメイドで造るという遊具でございます。

何人で遊べるかといいますと、危険防止のためにそんなに後ろからどンドン上がって遊ぶというわけにはいかないと思いますが、10人近くは1回に上がって遊べるのではないかと考えてございます。

あと、すくすくから持ってくる遊具は、きっころ転がしとって、玉が細工で転がってくるようなおもちゃですが、これは幅が3メートルぐらい、高さが3メートル、あと奥行きが90センチまでではないですね、60センチくらいかな。これもまた大型遊具で、壁面につけるといって遊具で、これも大きなもので、ドアとか引き戸から出入りできませんので、全部ばらして、こっちに来てまた組み立てるといってあります。

ですから、かなり大きな遊具で、かなり高価にはなりますけれども、この施設の目玉ということで、深谷への誘客、そして道の駅の売上げの増加等も期待をしているところでございます。

7番（佐藤八郎君） すくすくのは、何人遊べるの。

総務課長（高橋正文君） すくすくのは、玉を両側から転がしたりするので、実際に1回に遊べるのは二、三人か四人ぐらいだと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

2番（長正利一君） 今の関連なんですけど、やはりちょっと、この資料213ページを見たときに、1,600万円云々の金額がありますけれども、やはり今総務課長から、村長からも説明があって、この単体のみで我々は例えば1,600万円何がしかかかってしまうのかということで、ちょっといかなものかなというのがありますけれども、今事務局から説明があって、すくすくからの移動もあってこうなんですとよとなれば、当然理解はできます。

でありますので、こういう事務局の説明が、やっぱりこれをぱっと見たときに、これで1,600万円かという部分で誤解を招かないように、やはり移動、分解して、ここへ来てこうだというような参考的なお話もあれば、もっとスムーズに異議なしの声が出てくるのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

総務課長（高橋正文君） 議員おっしゃるとおり、ちょっと説明資料で分かりにくかったということもございますので、今後議案を提出する際は、分かりやすい資料を添付させていただきたいと思っております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

1番（佐藤健太君） この備品ですけれども、財源はどこからですか。

総務課長（高橋正文君） 建物を整備する国庫財源を100%充てる備品購入費でございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

議長(菅野新一君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回飯館村議会臨時会を閉会します。

(午後1時59分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年4月28日

飯 舘 村 議 会 議 長

菅 野 新 一

同 会議録署名議員

佐 藤 八 郎

同 会議録署名議員

相 良 弘

同 会議録署名議員

佐 藤 健 太